

兵庫県公報

平成25年3月26日 火曜日 第2477号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課）	2
○管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	2
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	5
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	5
○漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	5
○保安林の指定解除（同）	6
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	6
○同 上（同）	7
○神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	9
○東播都市計画道路事業の認可（平成25年近畿地方整備局告示第50号）（同）	10
○高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関の変更の届出（住宅政策課）	10
○道路の指定（建築指導課）	10
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の変更の届出（同）	11
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（同）	11
○建築士法に基づく免許の取消し（同）	12
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○落札者等の公示（県立大学）	13
選挙管理委員会告示	
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	13
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	13
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
収用委員会告示	
○収用の裁決手続開始決定	15
公安委員会規則	
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	20
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の解嘱	20

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

警察用船舶及び警察用航空機のより効果的かつ効率的な運用を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第461号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

兵庫県立大学経済学部一般入学者選抜	大学入試センター試験の総合得点（大学が合否判定に用いるものをいう。）及び個別学力検査の強化等別得点	大学入学者選抜実施要領（文部科学省）に定める入学者選抜試験日終了の日の翌日から1月間	兵庫県立大学経済学部
兵庫県立大学経営学部一般入学者選抜	同上	同上	兵庫県立大学経営学部
兵庫県立大学工学部一般入学者選抜	同上	同上	兵庫県立大学工学部
兵庫県立大学理学部一般入学者選抜	同上	同上	兵庫県立大学理学部
兵庫県立大学環境人間学部一般入学者選抜	同上	同上	兵庫県立大学環境人間学部
兵庫県立大学看護学部一般入学者選抜	総合得点	合格発表の日の属する月の翌月の1日から1月間	兵庫県立大学看護学部

」

を削る。



兵庫県告示第462号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 主催者の名称及び住所
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏
 住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
- 講習日程

日 程	第1回	第2回
第1日	平成25年10月28日（月）	平成25年12月2日（月）

第 2 日	平成25年11月11日 (月)	平成25年12月 9 日 (月)
第 3 日	平成25年11月18日 (月)	平成25年12月16日 (月)

- 4 講習会場の名称及び所在地
 名 称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4—15—3
 電 話 (078) 332—7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第 1 回	第 2 回
20名	20名

- 7 受講料
 1人 18,000円
- 8 受講資格
 理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先
 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1—3—1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942—6453



兵庫県告示第463号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び住所
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏
 住 所 東京都江東区有明3—7—26 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1—3—1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日 程	第 1 回	第 2 回
第 1 日	平成25年10月28日 (月)	平成25年12月 2 日 (月)
第 2 日	平成25年11月11日 (月)	平成25年12月 9 日 (月)
第 3 日	平成25年11月18日 (月)	平成25年12月16日 (月)

- 4 講習会場の名称及び所在地
 名 称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4—15—3
 電 話 (078) 332—7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
130名	130名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第464号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

夜久野高原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 亨	朝来市和田山町白井608番地
同	衣 川 孝 司	同 市和田山町白井359番地
同	衣 川 博	同 市和田山町白井417番地
同	夜 久 哲 夫	同 市和田山町宮285番地
同	松 井 暁	同 市和田山町宮623番地
同	衣 川 光 男	同 市和田山町宮281番地
同	清 田 正 巳	同 市和田山町久田和477番地 3
同	畠 山 勉	同 市和田山町久田和540番地
同	足 立 雄 三	同 市和田山町久田和523番地
同	足 立 昌 一	同 市山東町野間28番地
同	山 本 幸 雄	同 市山東町塩田106番地 1
同	城 本 晃	同 市山東町野間534番地
同	朝 倉 謙 三	同 市山東町末歳225番地 1
同	吉 岡 越 朗	同 市和田山町和田山372番 1
同	岡 和 彦	同 市山東町楽音寺95番地
監 事	藤 原 捷 好	同 市和田山町白井364番地
同	藤 原 節 朗	同 市和田山町宮180番地
同	岩 村 昇	同 市山東町野間192番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	衣 川 孝 司	朝来市和田山町白井359番地
同	藤 原 博 紀	同 市和田山町白井308番地 1

同	吉 井 良	同	市和田山町白井736番地 1
同	夜 久 哲 夫	同	市和田山町宮285番地
同	衣 川 光 男	同	市和田山町宮281番地
同	松 井 道 信	同	市和田山町宮623番地
同	清 田 正 巳	同	市和田山町久田和477番地 3
同	足 立 雄 三	同	市和田山町久田和523番地
同	畠 山 裕 次	同	市和田山町久田和540番地
同	岩 村 昇	同	市山東町野間192番地
同	山 下 正 幸	同	市山東町塩田383番地
同	城 本 晃	同	市山東町野間534番地
同	後 道 男	同	市山東町金浦214番地 1
同	尾 花 秀 規	同	市和田山町法興寺360番地 1
同	松 本 完 司	同	市山東町与布土333番地
監 事	吉 井 正 喜	同	市和田山町白井766番地
同	安 達 正 樹	同	市和田山町宮164番地
同	岩 村 彰 三	同	市山東町野間32番地 1



兵庫県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年3月7日県営土地改良事業（農地整備事業）市西地区の換地処分をした。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第466号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第334号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年4月4日限りで消滅する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 森加入区
- 仮屋加入区



兵庫県告示第467号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年4月5日から発生する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 森加入区
- 仮屋加入区



兵庫県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市新津字一ノ谷178、178の2、178の4、179、180の1、180の2、181、182の1から182の3まで、183の1から183の3まで、184から201まで、201の1から201の4まで、203の1から203の3まで、204、204の1

から204の3まで、205から208まで、208の1、209から212まで、213の1から213の3まで、214から219まで、219の1、220、220の1、221、221の1、222、222の1、223、223の1、224、224の1、225から229まで、229の1から229の3まで、232から234まで、234の1、235の1から235の3まで、475の1、476の1、476の2、477、478の1、478の2、479から482まで、482の1、483から490まで、837から841まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ谷178の2・178の4・233・234の1・476の1・476の2・480・481・484・485・487（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、479

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

相生市旭一丁目5350の2

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅



兵庫県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町平田字大戸谷177の3、字ソラ山178の2、178の3、178の4（次の図に示す部分に限る。）、178の5から178の16まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町平田字下山179の1、179の3、179の4、179の6から179の13まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号神戸三田線
- 3 事業施行期間
変更前 平成9年3月21日から平成25年3月31日まで
変更後 平成9年3月21日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 31号神戸三田線
- 3 事業施行期間
変更前 平成18年 8月18日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成18年 8月18日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7. 6. 84号大池駅 1 号線
7. 6. 85号大池駅 2 号線
- 3 事業施行期間
変更前 平成19年11月30日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成19年11月30日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 3月26日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 門 柳 大 門 線	西脇市黒田庄町岡字二ノ門361番 1 から 同 市黒田庄町岡字野掛り390番 1 まで	旧	5.0から 10.0まで	91.0	
		新	6.0から 17.0まで	91.0	



兵庫県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	神崎郡福崎町大貫字前田1763番1から 同 郡同 町大貫字藤井2164番1まで	旧	6.0から 27.0まで	564.0	
		新	17.0から 35.0まで	564.0	



兵庫県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 山田浜坂線	美方郡新温泉町久斗山字山伝699番41から 同 郡同 町久斗山字カクイ800番15まで	旧	3.0から 7.0まで	176.0	
		新	6.0から 11.0まで	176.0	
県道 山田浜坂線	美方郡新温泉町久斗山字山伝699番46から 同 郡同 町久斗山字向田702番まで	旧	3.0から 5.0まで	94.0	
		新	3.0から 8.0まで	94.0	



兵庫県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月26日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月26日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 黒田庄多井田線	西脇市黒田庄町岡字二ノ門363番5から 同 市上比延町字芦谷1607番まで 西脇市黒田庄町岡字野掛り390番1から 同 市上比延町字芦谷1603番まで	旧	10.0から 46.0まで	2,837.0	
			5.0から 19.0まで	3,338.0	

西脇市黒田庄町福地字山へ田222番3から 同 市黒田庄町福地字南張田455番1まで		3.0から 5.0まで	304.0
西脇市黒田庄町岡字二ノ門363番5から 同 市上比延町字芦谷1607番まで	新	10.0から 46.0まで	2,837.0



兵庫県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第50号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.5.264号農人町線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成25年3月12日から平成30年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用地の部分
兵庫県高砂市高砂町藍屋町地内
 - (2) 使用の部分
なし



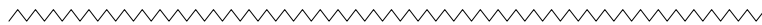
兵庫県告示第480号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第31条第2項の規定により、次の指定登録機関から変更の届出があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
財団法人兵庫県住宅 建築総合センター	名称	財団法人兵庫県住宅 建築総合センター	公益財団法人兵庫県住 宅建築総合センター	平成25年4月1日



兵庫県告示第481号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H24西播予定 0005号	25. 3. 12	赤穂市南野中宇久保285番2、286番2、289番3、290番3、291番・292番1合併2、292番1、292番2、293番1、293番2、305番1、306番2、308番1、311番1、315番1、316番1、317番1、317番2、318番1、319番1、319番2、319番3、320番1、320番5、320番6、321番、322番1、322番2、326番1、327番1、328番1、342番3、342番4、343番2、343番3、345番2、345番3、346番2、346番3、347番1、348番、349番1、350番1、351番1、351番2、352番1、353番1、353番2、354番、354番1、354番3、355番、357番2、358番、358番1、358番3、362番・363番合併1、362番・363番合併2、364番・365番合併、366番、367番、368番1、368番2、369番1、370番1、371番1、372番1、372番2、373番1、373番2、374番1、375番1、376番、376番1、377番1、378番、379番、380番、381番、383番1、383番2、384番1、384番2、385番1、385番2、397番、399番、400番、401番1、401番2、402番、407番、408番、409番1、429番1、429番3、430番1、431番、431番1、432番2、433番3、441番3の各一部、293番2地先里道、319番3地先水路	8.00 6.00	35.00 1317.00
-------------------	-----------	---	--------------	------------------



兵庫県告示第482号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、次の指定確認検査機関から変更の届出があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
財団法人兵庫県住宅建築総合センター	名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	平成25年4月1日



兵庫県告示第483号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があった。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

財団法人兵庫県住宅建築総合センター	名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	平成25年 4月 1日
-------------------	----	-------------------	---------------------	-------------



兵庫県告示第484号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。
平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成25年 3月13日
- 2 建築士の氏名
東海林 保 樹
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 阪神第1815号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字松東695番、696番1の一部、698番、700番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年10月30日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14号（24高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町正條字井垂1031番、1032番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町正條535番地
三 木 泰 三
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年10月22日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-21号（24たつの）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
養父市八鹿町八鹿字箒ノ口1461番、1467番1、1468番2、1468番3、1470番2
同 市八鹿町朝倉字下台1番3、5番4、5番5、6番3、1番3地先里道、1番3地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊岡市九日市下町100番地の1
株式会社トヨタ 代表取締役 宮 下 雅 則
- (3) 許可年月日及び許可番号

平成24年 7月10日
兵庫県指令但馬（豊土）（建2）第1－1号（24養父）



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 3月26日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
研究室及び実験装置の移転業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3月 1日
- 4 落札者の名称及び住所
スペクトラ・フィジックス株式会社 東京都目黒区中目黒4－6－1
- 5 落札金額
7,833,357円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年 2月12日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,985

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 668,651



兵庫県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成25年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

（選 挙 区 名）

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	55,938
神戸市灘区	35,041
神戸市中央区	33,230
神戸市兵庫区	30,099
神戸市北区	61,400
神戸市長田区	27,236
神戸市須磨区	45,452
神戸市垂水区	61,122
神戸市西区	66,336
姫路市	137,989
尼崎市	126,794
明石市	79,498
西宮市	127,199
洲本市	13,138
芦屋市	26,167
伊丹市	53,084
相生市	8,607
豊岡市	23,621
加古川市	72,312
たつの市及び揖保郡	30,698
赤穂市及び赤穂郡	18,359
西脇市及び多可郡	17,916
宝塚市	62,370
三木市	22,237
高砂市	25,394
川西市及び川辺郡	52,105
小野市	13,177
三田市	30,425
加西市	12,743
篠山市	12,100
養父市	7,305
丹波市	18,562
南あわじ市	13,998
朝来市	9,051
淡路市	13,283
宍粟市	11,415
加東市	10,679
加古郡	17,897
神崎郡	12,297
佐用郡	5,418
美方郡	10,070



兵庫県選挙管理委員会告示15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表宝塚市の項中

「

宝塚ちどり	同 市亀井町 10—30
-------	--------------

」

を

「

宝塚ちどり	同 市亀井町 10—30
特別養護老人ホーム ケアホーム 中山ちどり	同 市中山桜台 1丁目 7—1
ケアハウス 中山ちどり	同 市中山桜台 1丁目 7—1

」

に改める。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 2 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成25年 3月26日

兵庫県収用委員会
会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道176号改築工事
(名塩道路 1 工区・兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻堂ノ奥地内から同市名塩新町地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年 3月25日

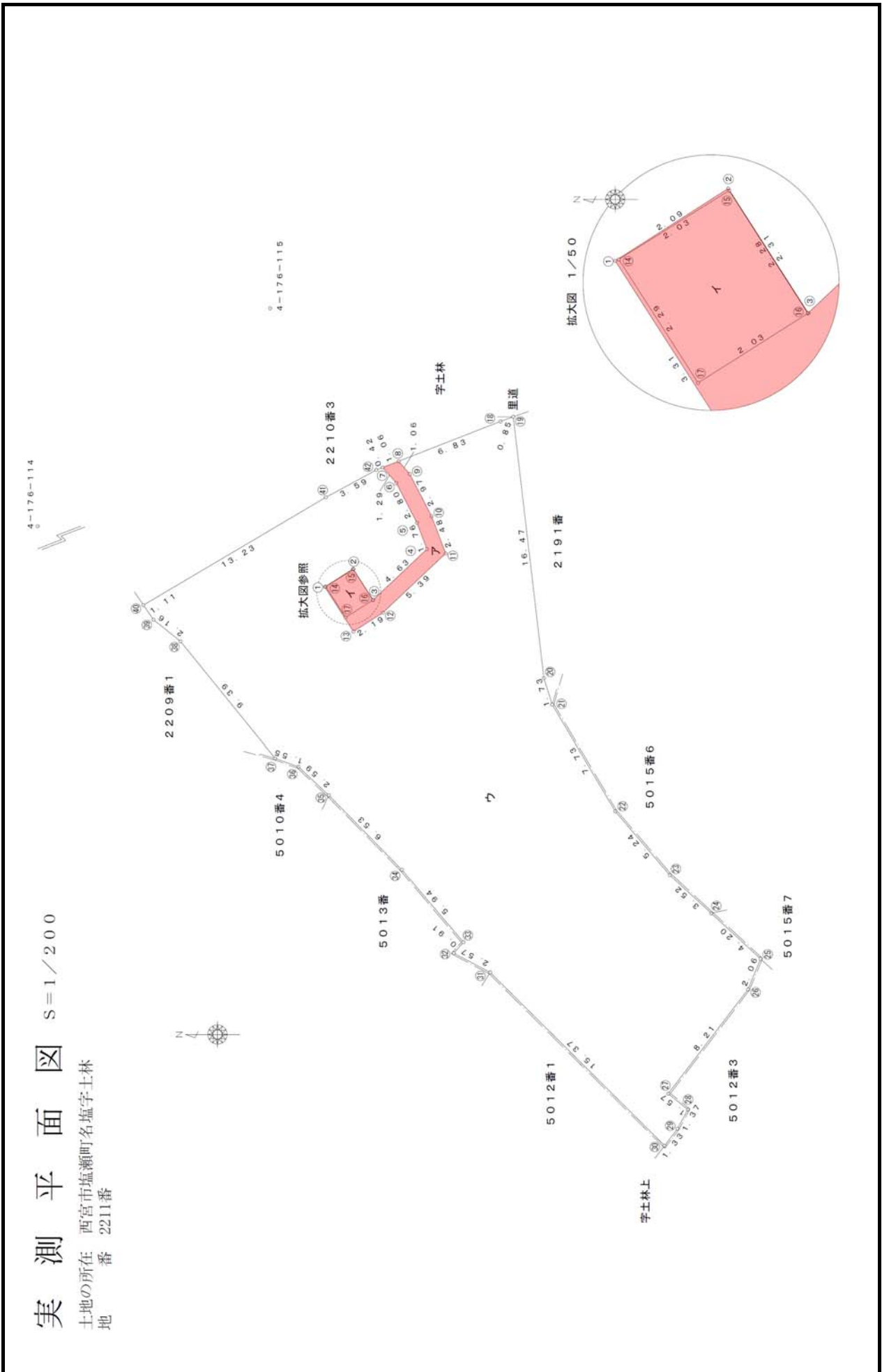
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人									
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類						
西宮市 塩瀬町 名塩字 士林	2211番	墳墓地	㎡ 208	㎡ 675.82 (注1)	㎡ 13.58	西宮市 代表者 市長 河野 昌弘	西宮市六湛寺町10番 3号	なし	——	——						
											うち	㎡ 13.58 (注2)	㎡ 4.64	田中 貞雄	西宮市名塩1丁目 1番34号	墓地使用权
											うち	㎡ 4.64 (注3)	㎡ 4.64			

(注1) 2211番の実測地積であり、そのうち国土交通省が所有する部分は西宮市が所有する収用しようとする土地(注2)及び(注3)を除いた部分である。

(注2) 土地所有者西宮市が所有し、墓地の通路等として利用されている部分であり、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬及び⑰の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分から、⑭⑮⑯⑰及び⑱の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

(注3) 土地所有者西宮市が所有し、墓地使用权者兼物件所有者田中貞雄が墓地として使用している部分であり、別添図面表示の⑭⑮⑯⑰及び⑱の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。



地番 2211番	区分 収用地	符号 ア	座標求積表							備考
			点名	境界標	X座標	Y座標	$X_{n+1} - X_n - 1$	$Y(X_{n+1} - X_n - 1)$	距離	
			①	金属錘	-130045.423	89187.956	0.023	2051.322988	2.098	
			②	金属錘	-130047.189	89189.088	-3.015	-268905.100320	2.314	
			③	金属錘	-130048.438	89187.140	-4.614	-411509.463960	4.631	
			④	金属錘	-130051.803	89190.321	-2.741	-244470.669861	1.762	
			⑤	金属錘	-130051.179	89191.969	1.911	170445.852759	2.801	
			⑥	マーキング	-130049.892	89194.457	2.139	190786.943523	1.297	
			⑦	マーキング	-130049.040	89195.435	-0.139	-12398.165465	1.061	
			⑧	マーキング	-130050.031	89195.823	-1.687	-150473.353401	1.060	
			⑨	マーキング	-130050.727	89195.024	-2.065	-181187.724560	2.979	
			⑩	金属錘	-130052.096	89192.378	-2.249	-200593.658122	2.488	
			⑪	金属錘	-130052.976	89190.051	3.039	271048.564989	5.392	
			⑫	金属錘	-130049.057	89186.347	5.764	514070.104108	2.192	
			⑬	金属錘	-130047.212	89185.164	2.340	208693.283760	1.011	
			⑭	金属錘	-130046.717	89186.046	-1.221	-108896.162166	2.032	
			⑮	金属錘	-130048.433	89187.134	-0.487	-43434.134258	2.281	
			⑯	金属錘	-130047.204	89189.056	2.953	263375.282368	2.033	
			⑰	金属錘	-130045.480	89187.978	0.487	43434.545286	2.294	
			⑱	金属錘	-130046.717	89186.046	-1.732	-154470.231672	1.011	
			⑳	金属錘	-130047.212	89185.164	1.294	115405.602216	3.316	
				倍面積			-27.161788			
				面積			13.5808940			
				地積			13.58	m ²		
		イ	⑭	境界標	-130045.480	89187.978	-0.487	-43434.545286	2.033	墓地使用部分
			⑮	金属錘	-130047.204	89189.056	-2.953	-263375.282368	2.281	
			⑯	金属錘	-130048.433	89187.134	0.487	43434.134258	2.032	
			⑰	金属錘	-130046.717	89186.046	2.953	263366.393838	2.294	
				倍面積			-9.299558			
				面積			4.6497790			
				地積			4.64	m ²		

既買取地	ウ	点 名	境界標	X 座標	Y 座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y (X _{n+1} -X _{n-1})	距 離
		18	国土交通省金属板	-130056.295	89198.316	-7.163	-638927.537508	0.851
		19	国土交通省金属板	-130057.194	89198.608	-2.717	-242352.617936	16.472
		20	金属板	-130059.112	89182.248	-2.436	-217247.956128	1.733
		21	金属板	-130059.630	89180.594	-4.457	-397477.907458	7.737
		22	金属板	-130063.569	89173.935	-7.347	-655160.900445	5.246
		23	金属板	-130066.977	89169.947	-6.000	-535019.682000	3.526
		24	マーキング	-130069.569	89167.556	-5.674	-505936.712744	4.201
		25	プラスチック杭	-130072.651	89164.701	-2.297	-204811.318197	2.065
		26	金属板	-130071.866	89162.791	5.770	514469.304070	8.215
		27	金属板	-130066.881	89156.261	3.757	334960.072577	1.579
		28	金属板	-130068.109	89155.269	-0.574	-51175.124406	1.371
		29	コンクリート杭	-130067.455	89154.064	1.459	130075.779376	1.331
		30	プラスチック杭	-130066.650	89153.004	11.698	1042911.840792	15.373
		31	プラスチック杭	-130055.757	89163.852	13.169	1174198.766988	2.574
		32	プラスチック杭	-130053.481	89165.054	1.671	148994.805234	0.917
		33	プラスチック杭	-130054.086	89165.743	3.242	289075.338806	5.944
		34	金属板	-130050.239	89170.274	8.419	750724.536806	6.533
		35	金属板	-130045.667	89174.941	6.463	576337.643683	2.599
		36	プラスチック杭	-130043.776	89176.724	3.355	299187.909020	1.556
		37	プラスチック杭	-130042.312	89177.250	7.375	657682.218750	9.394
		38	プラスチック杭	-130036.401	89184.551	7.596	677445.849396	2.160
		39	プラスチック杭	-130034.716	89185.902	2.311	206108.619522	1.110
		40	マーキング	-130034.090	89186.819	-10.765	-960096.106535	13.238
		41	金属板	-130045.481	89193.564	-14.553	-1298033.936892	3.597
		42	金属板	-130048.643	89195.279	-3.559	-317445.997961	0.427
		7	マーキング	-130049.040	89195.435	-1.249	-111405.098315	1.297
		6	マーキング	-130049.892	89194.457	-2.139	-190786.943523	2.801
		5	金属板	-130051.179	89191.969	-1.911	-170445.852759	1.762
		4	金属板	-130051.803	89190.321	2.741	244470.669861	4.631
		3	金属板	-130048.438	89187.140	4.614	411509.463960	2.314
		2	金属板	-130047.189	89189.088	3.015	268905.100320	2.098
		1	金属板	-130045.423	89187.956	-0.023	-2051.322988	3.316
		13	金属板	-130047.212	89185.164	-3.634	-324098.885976	2.192
		12	金属板	-130049.057	89186.347	-5.764	-514070.104108	5.392
		11	金属板	-130052.976	89190.051	-3.039	-271048.564989	2.488
		10	金属板	-130052.096	89192.378	2.249	200593.658122	2.979
		9	金属板	-130050.727	89195.024	2.065	184187.724560	1.060
		8	マーキング	-130050.031	89195.823	-5.668	-505561.924764	6.835
			倍面積				-1315.193789	
			面積				657.59 m ²	
			地積				675.82 m ²	
			総計					

(日本測地系)

基本三角点等の種別及び座標値			
点 名	X座標	Y座標	種 別
4-17b-14	-130008.382	89181.591	金属板
4-17b-15	-130042.005	89205.400	金属板

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第 1 号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第30条第 3 号中「移動交番車」の右に「、警察用船舶」を加え、同条第 7 号を同条第 9 号とし、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(6) 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関すること。

第30条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

第30条の 2 中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号及び第 5 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第94号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第 5 項の規定により、次のとおり平成25年 3月12日付けで地域交通安全活動推進委員を解嘱したので、公示する。

平成25年 3月26日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

解嘱した者

氏 名	活 動 区 域
小 林 泰 子	福崎警察署の管轄区域